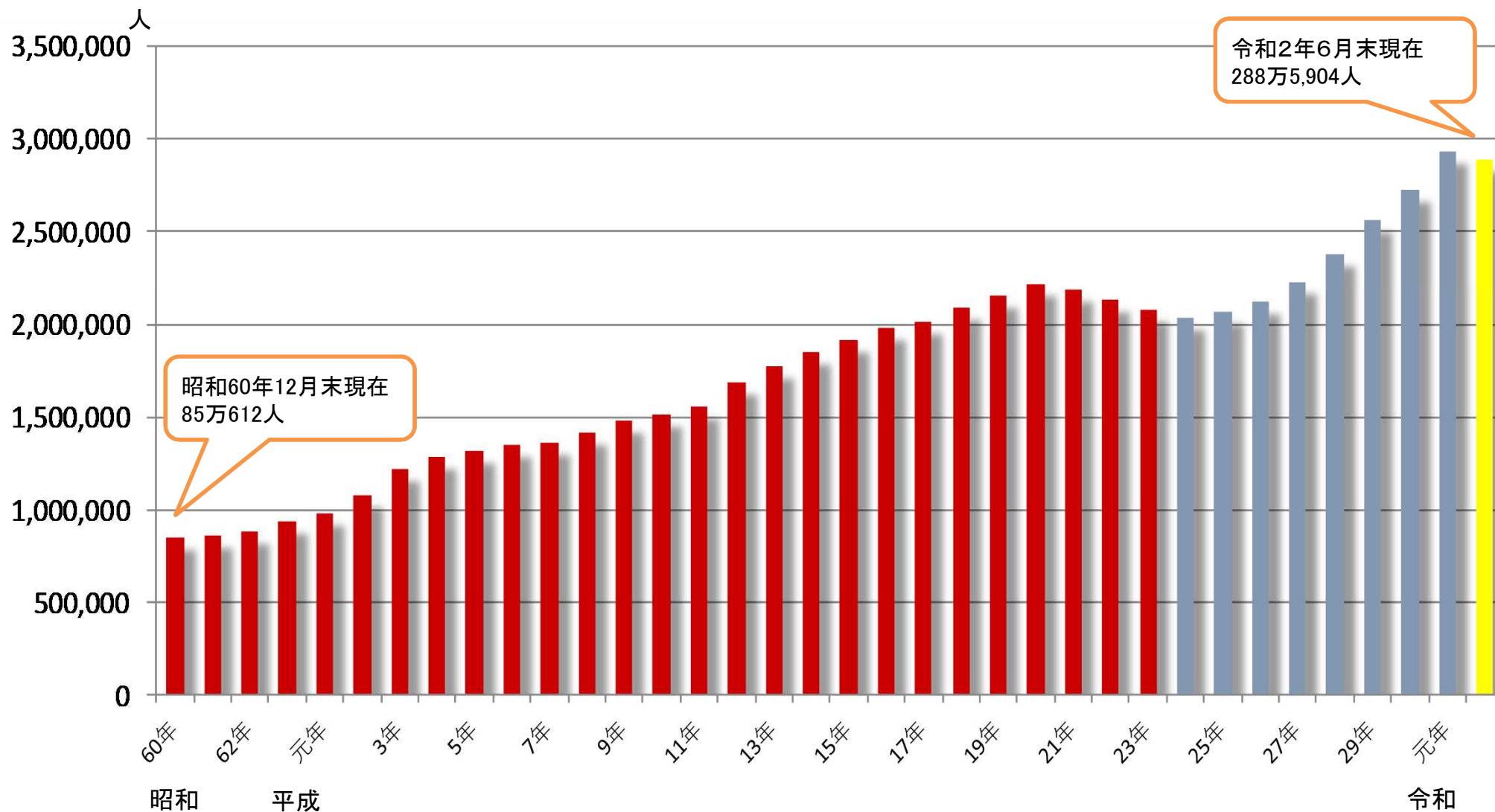


# 出入国在留管理行政の現状と課題



令和3年2月

# 在留外国人数の推移



※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

# 在留資格一覽表

## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素材形産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

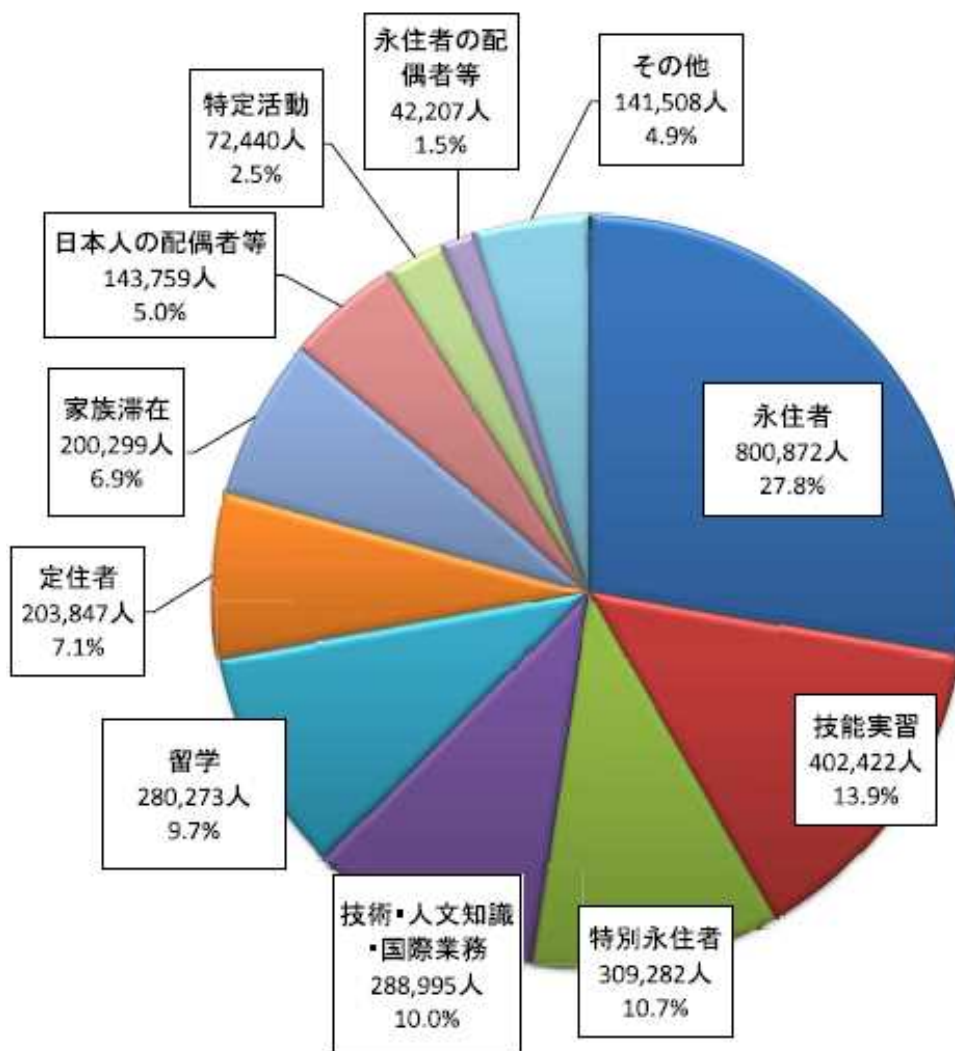
## 就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

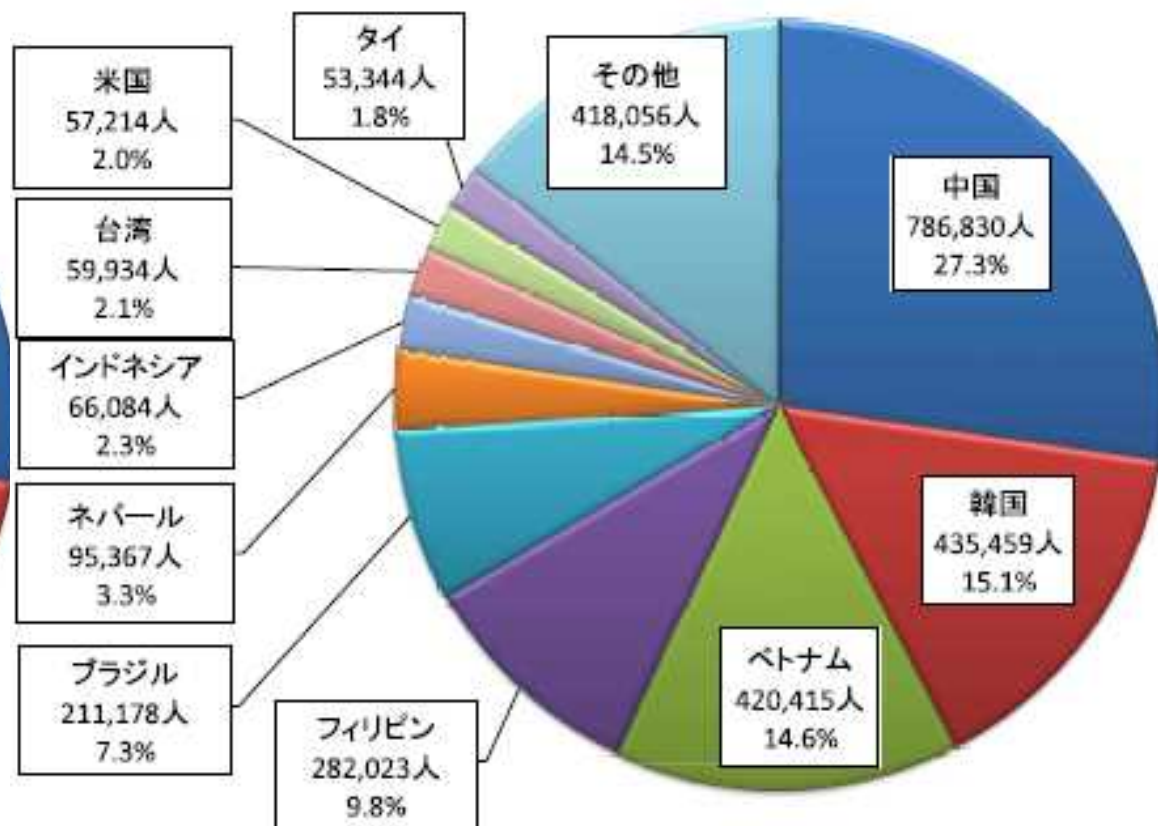
※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数(総数) 288万5,904人

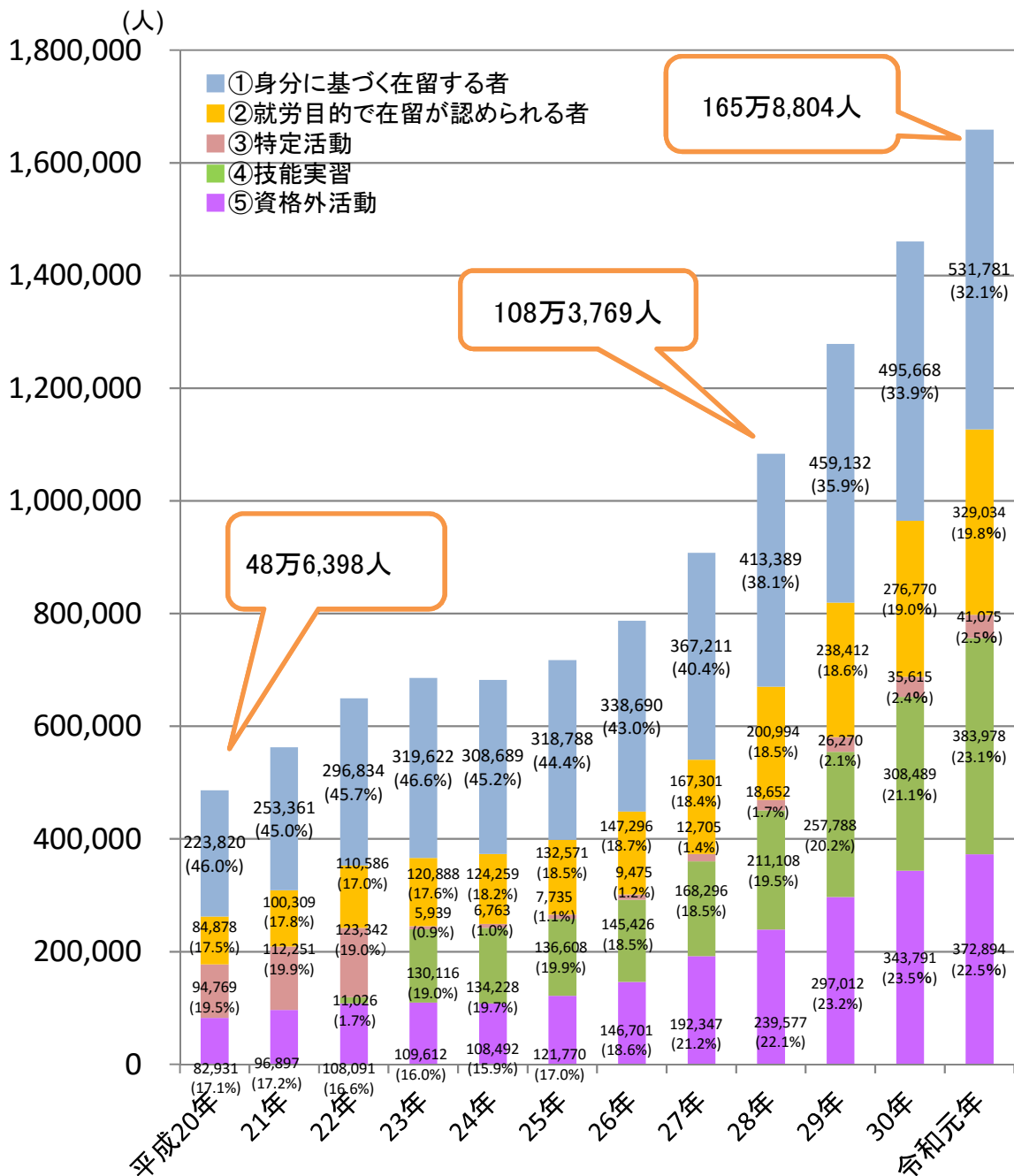
在留資格別



国籍・地域別



# 外国人労働者数の内訳



厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

**①身分に基づき在留する者** **約53.2万人**  
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)  
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

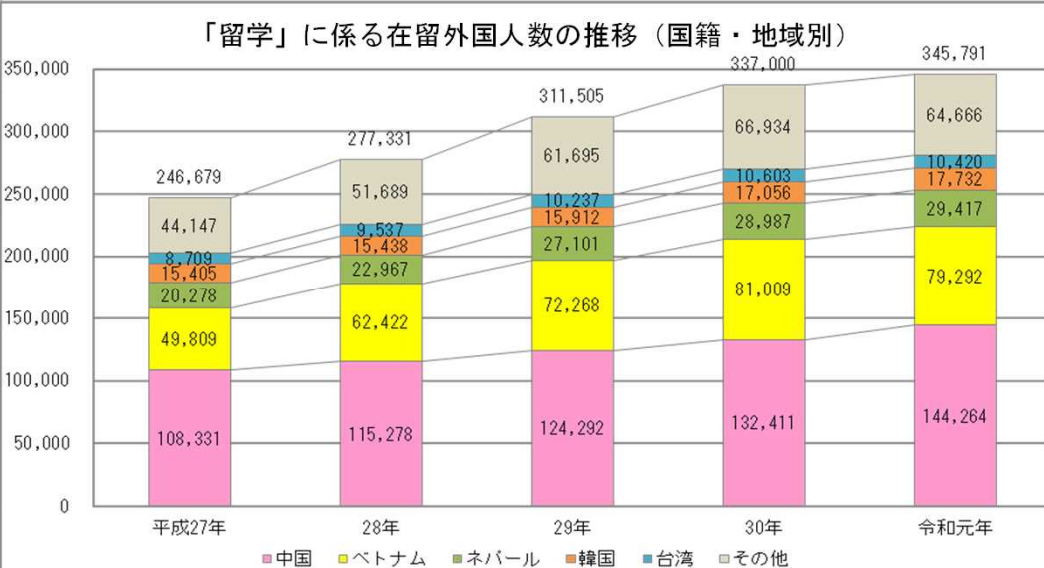
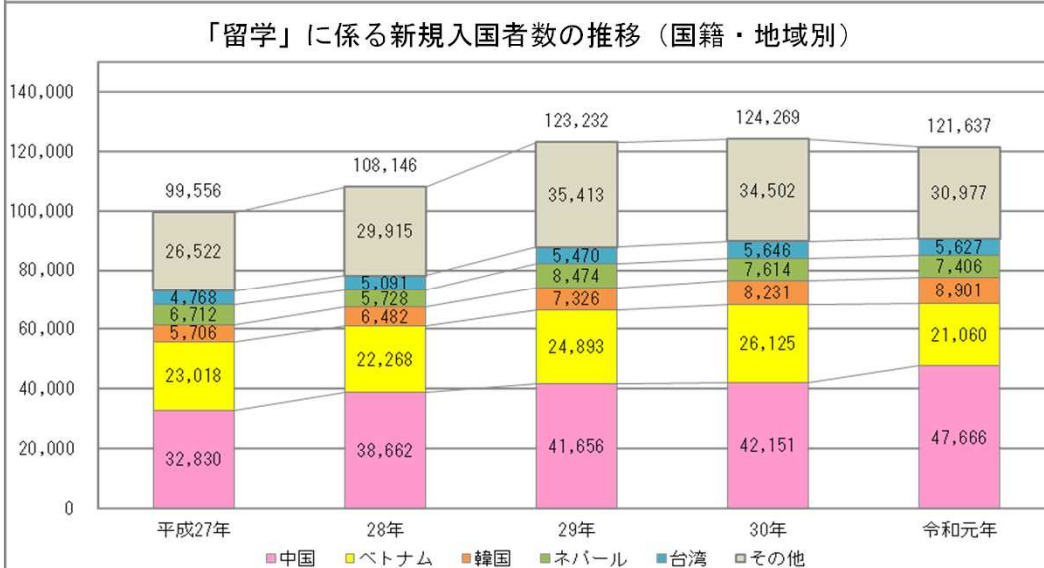
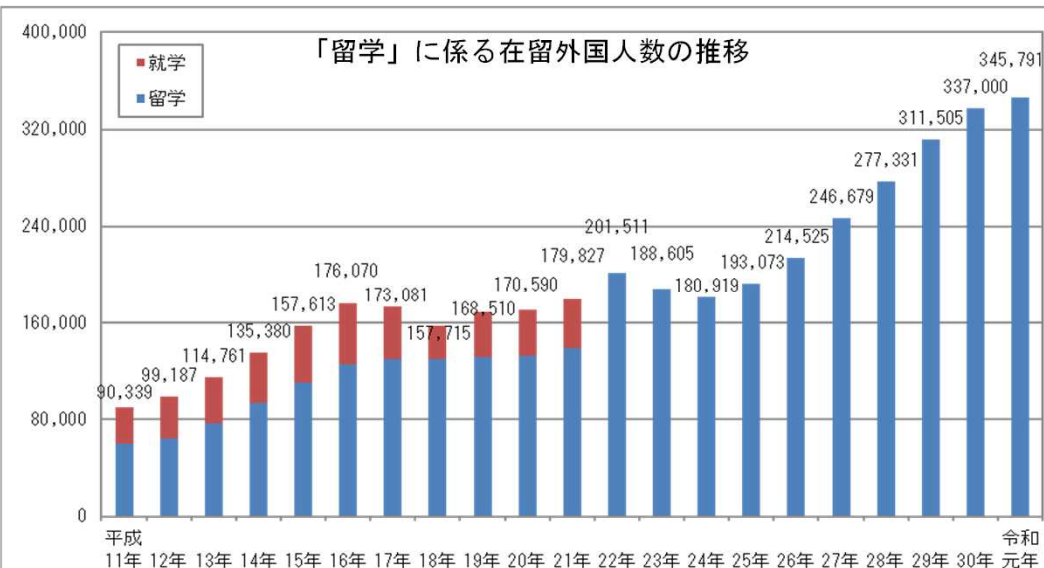
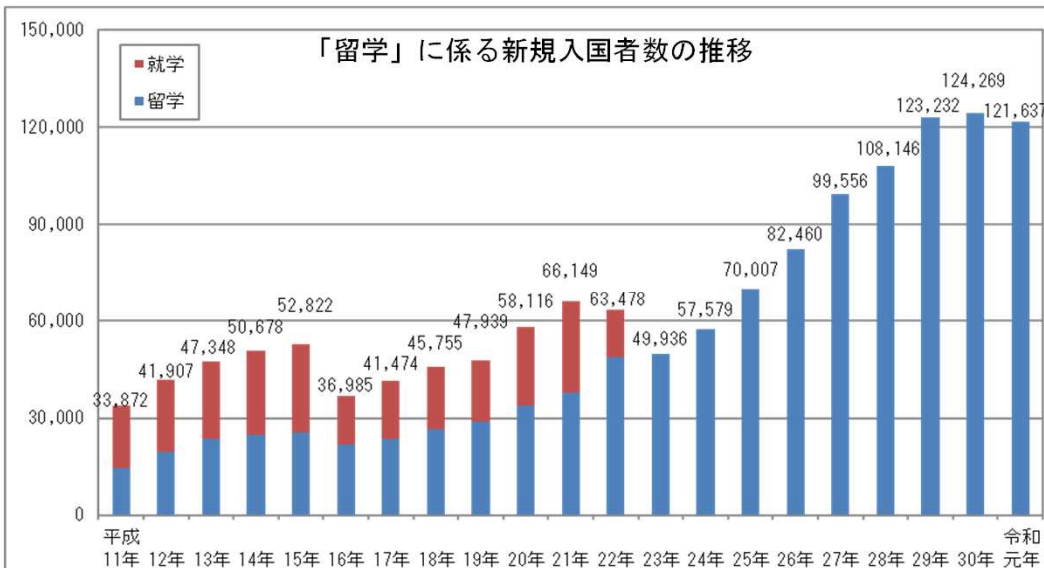
**②就労目的で在留が認められる者** **約32.9万人**  
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)  
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

**③特定活動** **約4.1万人**  
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)  
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

**④技能実習** **約38.4万人**  
 ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

**⑤資格外活動(留学生のアルバイト等)** **約37.3万人**  
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

- 新規入国者数, 在留外国人数ともに, 近年は概ね増加傾向にある。
- 国籍・地域別にみると, 新規入国者数, 在留外国人数ともに中国とベトナムが過半を占めている。

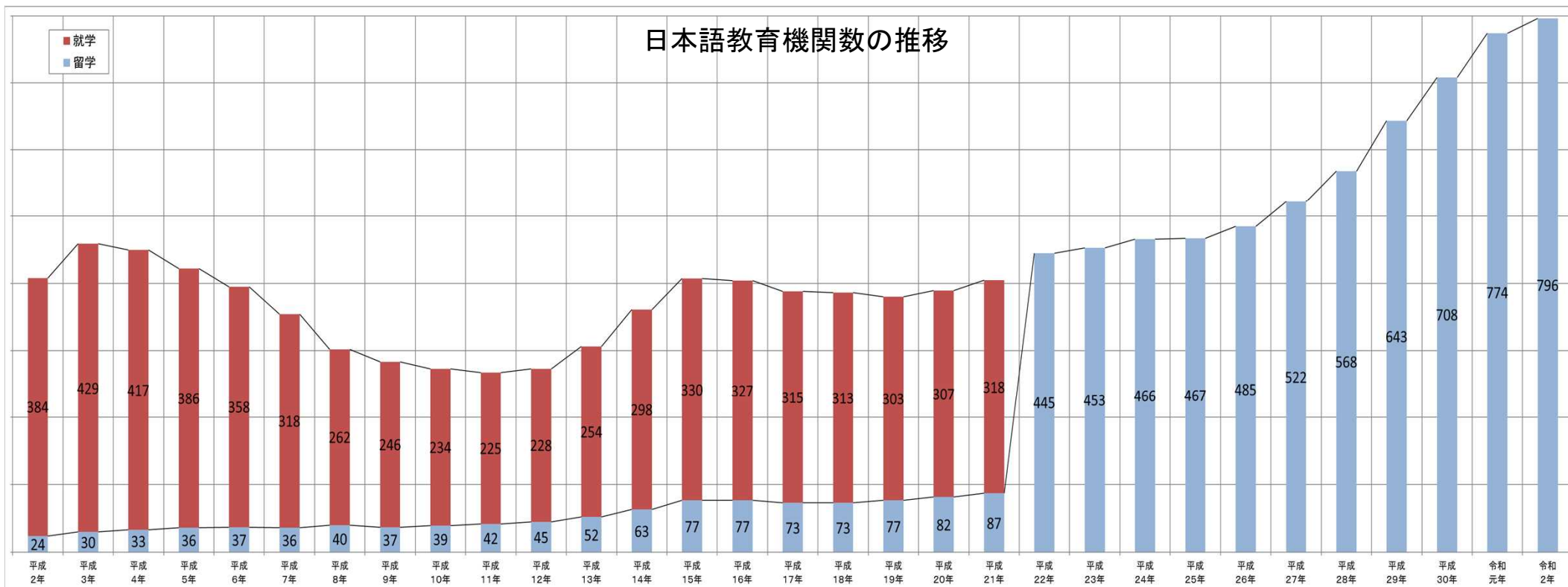


(注1) 在留外国人数は各年末現在の数(平成23年までは外国人登録者数, 平成24年以降は在留外国人数)。

(注2) 平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化。

## 「日本語教育機関の告示基準」における適正な在留管理に係る主な要件

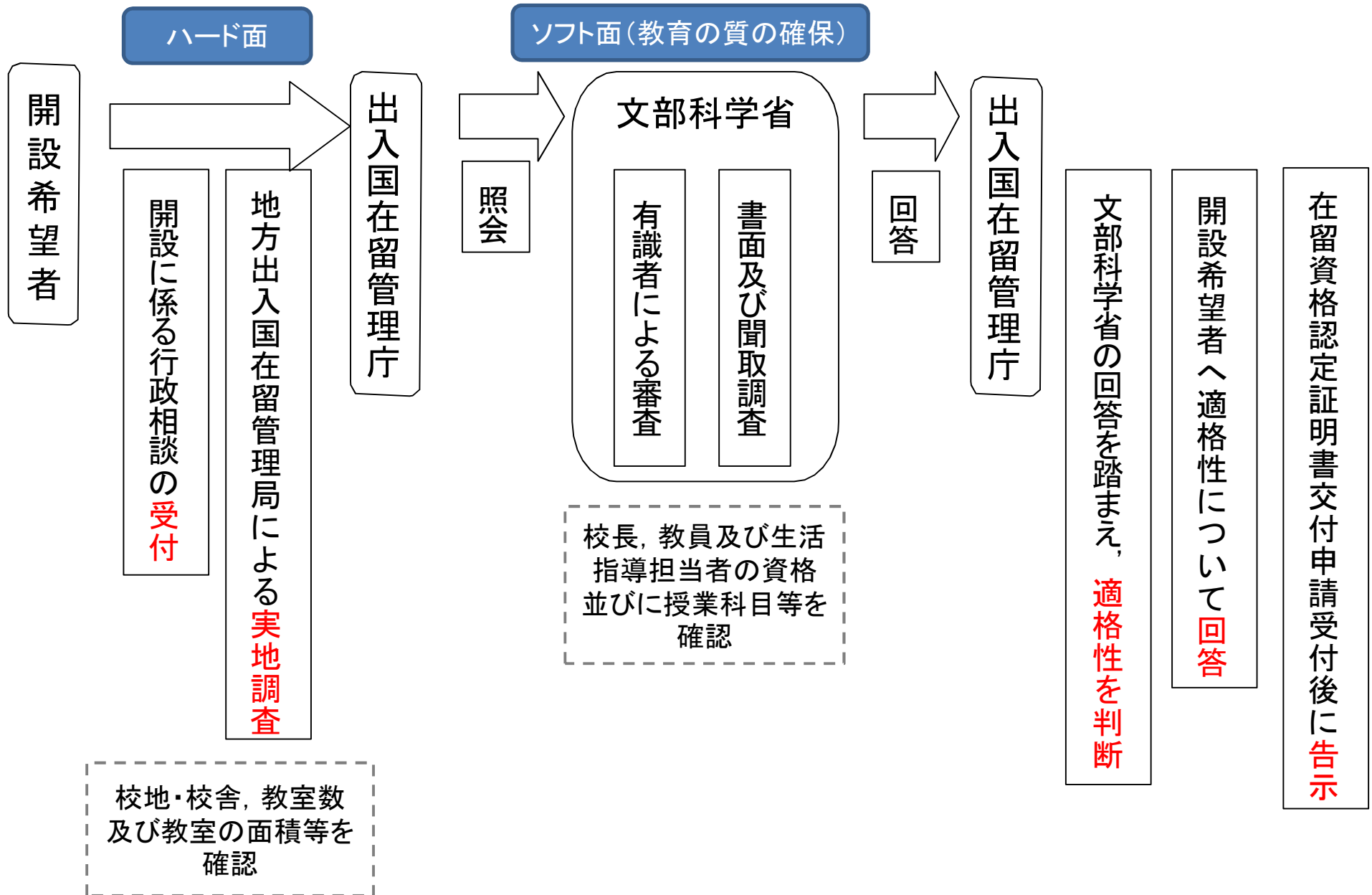
- 設置者及び校長その他の教員の欠格事由を明確に規定  
不法就労助長行為を行った者などを欠格事由に規定
- 入学者の募集  
教育課程の種類や入学金等の情報を適切な方法で正確かつ確実に提供
- 入学希望者の選考  
学習意欲や経費支弁能力を適切な方法で確認  
仲介者が関与する場合には、仲介者に支払う金額を把握
- 適切な在籍管理  
1か月の出席率が8割を下回る生徒には改善指導  
退学した生徒又は出席率が5割を下回る生徒については入管へ報告  
資格外活動許可の有無及び内容を把握し、入管法令に違反しないよう適切な助言及び指導
- 告示後のフォローアップの措置  
内容の変更があった場合に地方入管へ報告  
地方入管からの求めに応じて基準への適合性等の点検結果を報告



(注1)「日本語教育機関の告示基準」は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語機関に係る基準。

(注2)平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化。

# 日本語教育機関を告示するまでの流れ





## 在留資格と資格外活動許可

- ・ 我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされている。
- ・ 本来の活動を阻害しない範囲内で、在留資格で認められた以外の就労活動を行おうとする場合（留学生がアルバイトを行うような場合）には、入管法に基づく資格外活動許可を受けなければならない。

## 資格外活動許可の方式

資格外活動許可の方式は、入管法施行規則（法務省令）により、次の二つが定められている。

- ・ 包括許可  
1週について28時間以内（留学の在留資格については、教育機関の長期休業期間中は1日8時間以内）の就労活動（いわゆる風俗店で行うものを除く）
- ・ 個別許可  
地方出入国在留管理局長が、活動を行う機関の名称、所在地及び業務内容等を定めて個々に指定する活動

※ 包括許可における1週28時間の考え方

- ・ 1週28時間は、「1日4時間×7日=28時間」という考え方に基づき設定
- ・ 資格外活動許可が本来の活動を阻害しない範囲で許可されるものであることから、本来活動が就労活動とならないよう、フルタイム勤務8時間の半分である4時間を算定の基礎とした。

## 1. 就労可能な在留資格の拡充

### (1) 在留資格「介護」の創設（平成29年9月施行）

我が国の介護福祉士養成施設等を卒業し、介護福祉士国家資格を取得した留学生が、国内で介護福祉士として活躍できるよう在留資格「介護」を創設。

### (2) 在留資格「特定活動」（起業準備活動）の創設（平成30年12月施行）

大卒等の卒業生（本邦の専門士を含む）が在留資格「経営・管理」の要件を満たしていない場合であっても、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受けることを前提に最長1年間の起業準備活動を認める。

### (3) 在留資格「特定活動」（本邦大学卒業生）の創設（令和元年5月施行）

本邦の大学・大学院を卒業・修了し、高い日本語能力（日本語能力試験N1相当）を有する者について、サービス業務や製造業務を含む幅広い業務に従事することを認める。

### (4) 「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充（令和元年11月施行）

本邦の調理師養成施設を卒業して調理師免許を取得した留学生について、農林水産省の認定を前提として、日本料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを最長5年間可能としていたところ、日本料理以外の料理や製菓を対象に拡大。

## 2. 留学生の卒業後の支援

### (1) 在留資格「特定活動」(継続就職活動)の運用(平成21年3月開始)

一定の要件の下、最長1年間、本邦の大学又は専門学校を卒業後に就職活動の継続を認めている。なお、地方公共団体が実施する就職支援事業に参加する場合には、更に1年間の在留が可能。

### (2) 在留資格「特定活動」(就職内定者)の運用(平成21年3月開始)

我が国における企業の採用時期が一般的に4月であることから、一定の要件の下、採用までの間(内定後1年以内であって卒業後1年6月を超えない期間)在留することが可能。

## 3. 運用の明確化

### (1) 専用の相談窓口の開設(令和元年10月開始)

全国の地方出入国在留管理官署において、就労資格への変更手続等に係る個別の事前相談に応じる専用の相談窓口を開設。

### (2) ガイドラインの策定・充実(随時)

「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン」(令和元年12月改定)を始め、各種ガイドラインを策定・公表し、在留資格の運用の明確化を図っている。

## ① 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定している場合

大学

専門学校

日本語教育機関

在留資格変更許可申請  
(申請の流れについては[こちら](#))

技術・人文知識・国際業務

特定活動（46号）  
(専門学校・日本語教育機関を除く)

特定技能

## ② 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっていない、または、採用までに時間がある場合

大学

専門学校

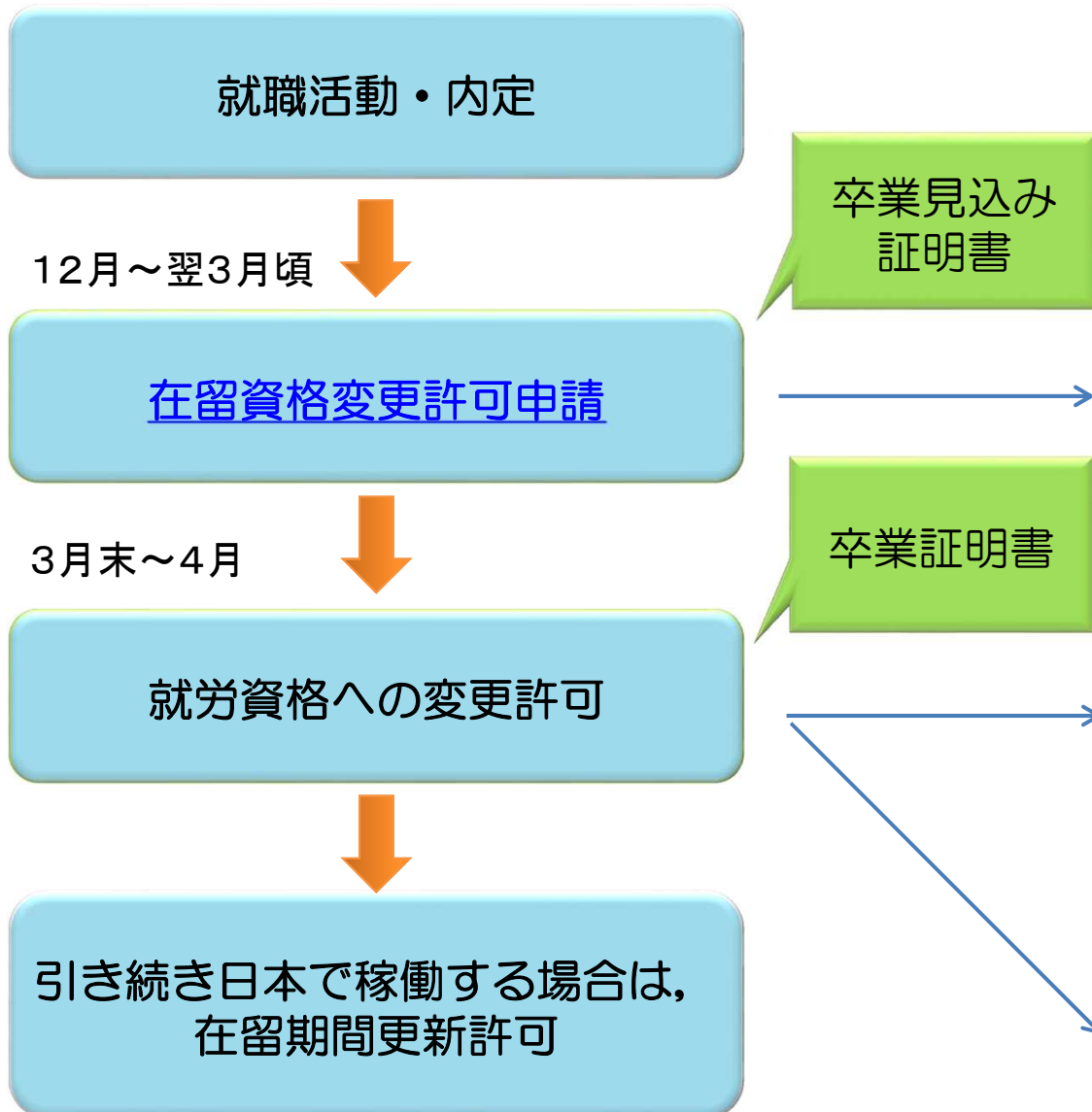
日本語教育機関

在留資格変更許可申請

特定活動（継続就職活動）  
(原則として、日本語教育機関を除く)

特定活動（就職内定者）

# 「留学」から就労資格への変更手続の流れ ～4月入社モデルケース～



## 申請に必要なもの

- 在留資格変更許可申請書
- 日本での活動内容に応じた資料  
(在留資格や勤務先の規模により、必要書類が異なります。)  
申請は、卒業見込み証明書で受付が可能です。許可時には、卒業証明書が必要です。

## 在留資格変更許可について

行おうとする活動内容が、在留資格に該当するか、上陸基準省令に適合するか、また、これまでの在留状況等の全てを総合的に考慮して、在留を認めるに足りる相当の理由があるか否かの審査を行います。

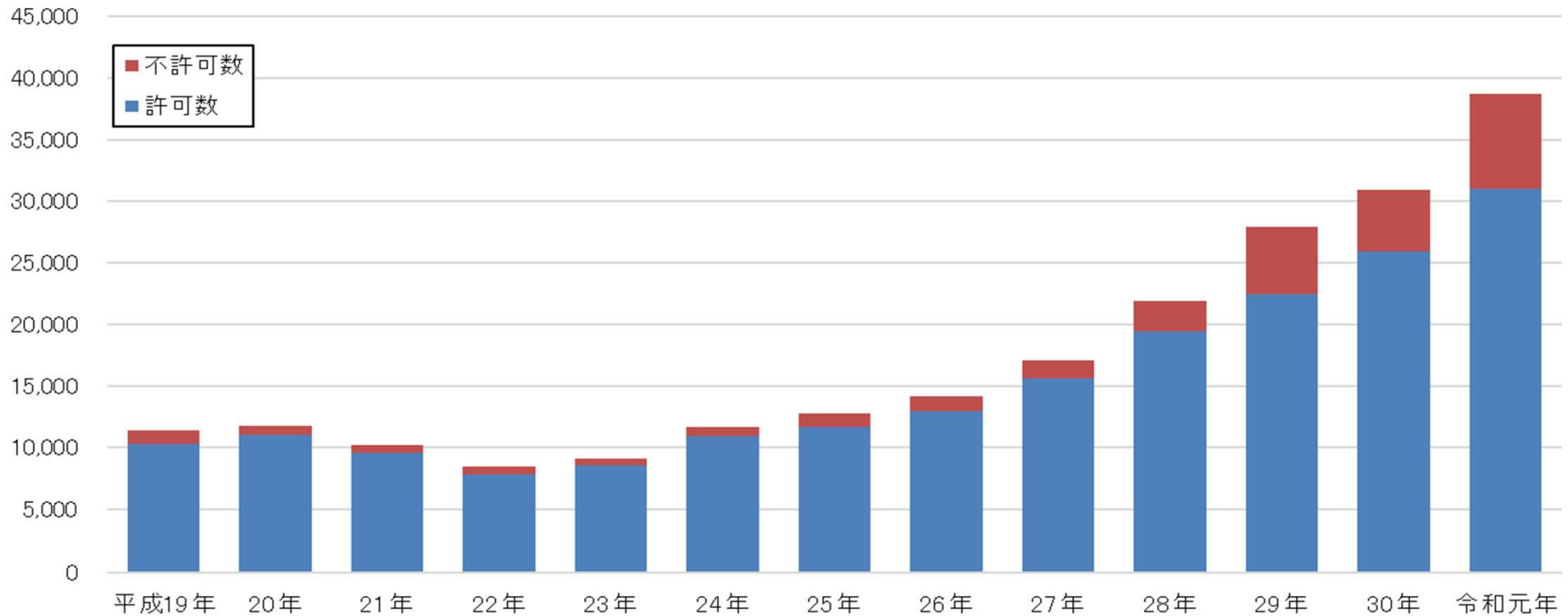
## 許可される在留期間について

雇用契約期間、業務内容、報酬のほか、在留状況（「留学」での在留期間中の活動状況）等全てを総合的に考慮して個別に決定されます。

## 留学生から就職目的の在留資格変更許可申請に係る処分数等の推移

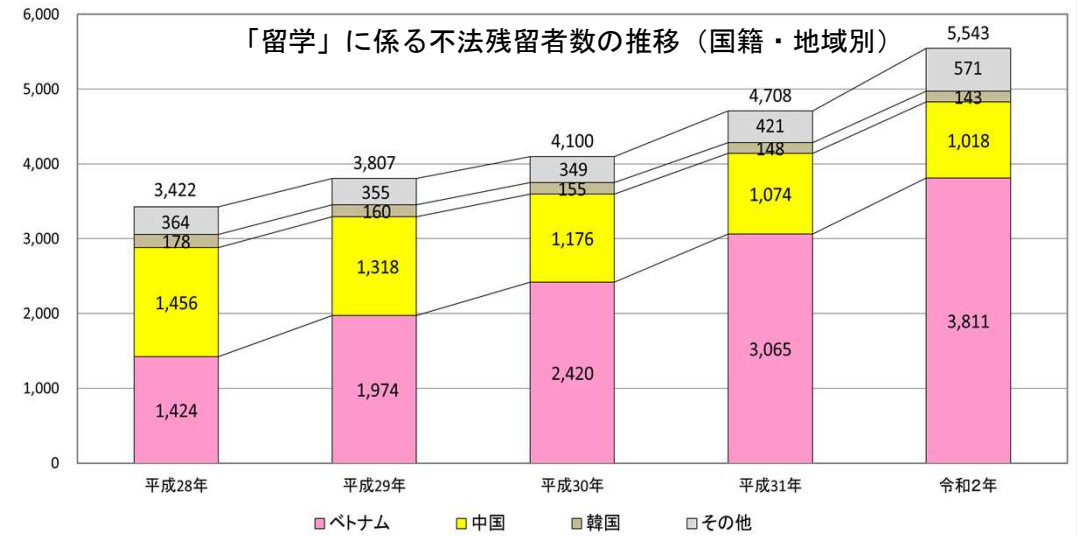
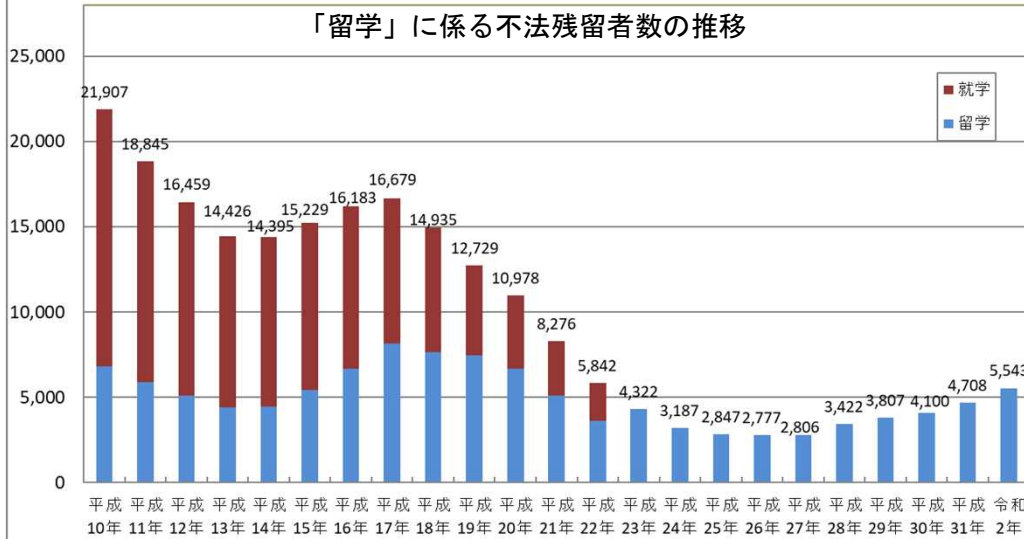
- 令和元年は過去最高を記録した。
- 平成19年と比較して、令和元年の申請数は約3.4倍に増加している。
- 令和元年の在留資格別許可数の内訳については、「技術・人文知識・国際業務」が28,595人で全体の92.4%を占めている。
- 令和元年の留学生の就職先の業種については、卸売業・小売業(6,103人(14.6%))と「職業紹介・労働者派遣業(4,347人(10.4%))」が上位を占めている。

留学生から就職目的の在留資格変更許可申請に係る処分数等の推移

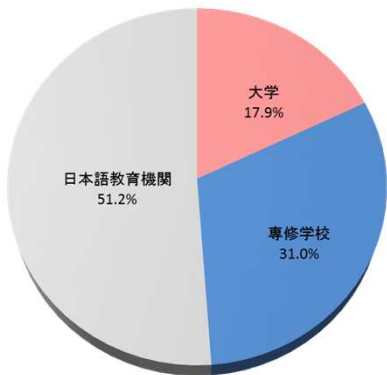


	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
総数	11,410	11,789	10,230	8,467	9,143	11,698	12,793	14,170	17,088	21,898	27,926	30,924	38,711
許可数	10,262	11,040	9,584	7,831	8,586	10,969	11,647	12,958	15,657	19,435	22,419	25,942	30,947
不許可数	1,148	749	646	636	557	729	1,146	1,212	1,431	2,463	5,507	4,982	7,764
許可率	89.9%	93.6%	93.7%	92.5%	93.9%	93.8%	91.0%	91.4%	91.6%	88.8%	80.3%	83.9%	79.9%

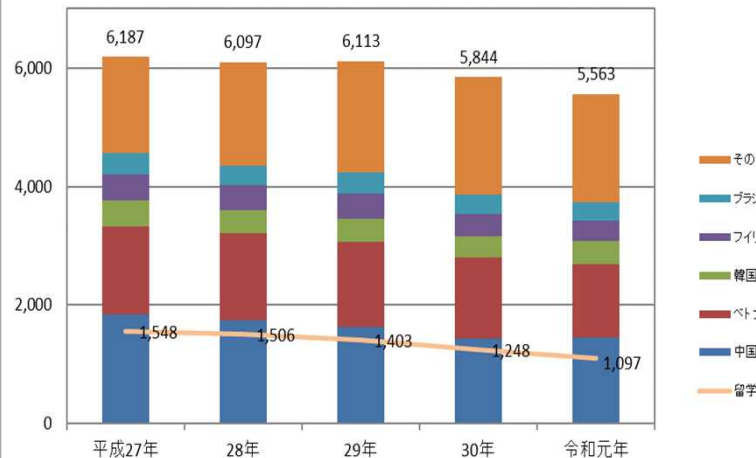
- 不法残留者数は，平成17年以降減少していたが，平成27年から増加傾向。国籍・地域別では中国が減少し，ベトナムが急増。
- 学種別に新たに不法残留となった者を比べると，大学や専修学校と比べて日本語教育機関から不法残留となる者が多い。
- 刑法犯の検挙人員は，中国とベトナムの2か国で全体の約半数を占めており，「留学」については平成27年以降減少傾向にある（国籍・地域別在留資格別のデータは未公表）



新たに不法残留となった者が  
在籍していた教育機関（平成29年）



国籍・地域別及び「留学」に係る刑法犯の検挙人数



## 資格外活動許可

- 留学生在アルバイトを行う場合には，入管法に基づく資格外活動許可を受けなければならない。
- 資格外活動許可の方式としては，包括許可により，1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間中は1日8時間以内）の就労活動（いわゆる風俗店で行うものを除く）を認めている。
- 平成29年末現在の「留学」に係る在留外国人人数約31万人のうち，約9割が資格外活動許可を有している。

（注1）不法残留者数は各年1月1日現在の数。（注2）平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一歩化。

（注3）新たに不法残留となった者の数は，不法残留となる直前の在留資格が「留学」，「特定活動（就職活動）」等であった者のうち，上記の3つの学種のみについて集計したもの。

（注4）検挙人員の推移は警察庁「令和元年における組織犯罪の情勢 第3章（来日外国人犯罪情勢）統計データ」による。

# 留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針

2019年6月11日  
文部科学省  
出入国在留管理庁

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じることが必要

現状の課題

① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

## 1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

### (1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請 措置済
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し 措置済
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

実態把握の手順

- ① 長期欠席者（1カ月）の状況に応じて、原因分析と対応策の報告を要請
- ② 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に応じてヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

### (2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化 （法務省令等の改正）

- ◆ 1. の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」（注）とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

（注）慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策



## 2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

### (1) 非正規や別科（専ら日本語教育を行うもの以外）等を活用する学校への対応方針

② 学部研究生、別科（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される

◆ 実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、大学入学相当（日本語能力試験N2相当）の日本語能力を入学時に求めているかについて確認、法務省に通告

#### 確認の観点

- ・入学時の日本語能力要件（日本語能力試験N2相当）
- ・履修科目の正規課程科目との同一性
- ・日本語科目のレベル・経費支弁能力の確認方法 等

◆ 専門学校についても所轄庁（都道府県）が同様の情報把握や地方出入国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点など必要なノウハウを提供

◆ 大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする

（2（2）の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行）

※これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができなくなる。

◆ 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1（2）と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

### (2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

③ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基準を策定

#### 準用する告示基準の要素の例

- ・学則
- ・教育課程
- ・生徒数
- ・教員・事務職員
- ・施設・設備（校地・校舎、教室等）
- ・入学者の募集・選考
- ・在籍管理
- ・抹消の基準 等

◆ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が基準に適合するかどうかを確認、法務省に通告

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査においては、当該別科が文部科学省による基準適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

【上陸基準省令の改正】

現状の課題

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

・「日本語教育機関の告示基準」とは、「留学」の在留資格で在留する外国人を受け入れることができる日本語教育機関を告示する際の基準を定めたもの。告示から抹消された場合、新たな留学生の受入れができなくなる。

## I 告示基準の見直し 令和元年8月1日改正

### 【抹消基準】

- ・3年連続で在籍管理が適正でない(非適正校)と認められたとき【**施策番号57②, 58②**】  
(注)「非適正校」については、下記Ⅱ参照。
- ・6か月間の全生徒の1か月当たり平均出席率が7割5割を下回るとき【**施策番号56①**】
- ・1年間(暦年)に入学した者の3割半数以上が不法残留したとき【**施策番号56②**】
- ・大学等進学者(非正規生を除く)、就労を目的とする在留資格への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計の割合が3年連続で7割を下回るとき【**施策番号56③**】
- ・日本語の教育を受ける活動を行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合であって、その状況を是正する措置が適切にとられていないと認められるとき  
(注)「CEFR(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)」とは外国語能力を測る基準として欧州評議会が発表した基準であり、A1から最高レベルのC2まで6段階でレベル判定を行っている。[A2]はよく使われる文や表現等の理解が可能なレベルである。
- ・生徒に対し人権侵害を行い又は法令違反を唆し若しくは助けていたとき
- ・告示基準のいずれかに該当していない(報告懈怠、虚偽文書提出等)
- ・誓約事項等を遵守していない

### 【入管へ報告】

- ・告示基準適合性に関する定期的な点検・報告・点検記録の保存【**施策番号57①**】  
※ 点検・報告については、適正校は3年に1回、非適正校は毎年実施する。  
※ 第1回目は、令和2年4月1日時点の適合性に係る点検結果を同年6月末までに報告することを予定。
- ・全生徒の6か月間の出席率及び当該期間における個々の生徒ごとの月単位の出席状況報告【**施策番号56①**】
- ・大学等への進学状況(非正規生を除く)、就労を目的とする在留資格への変更許可状況及びCEFR・A2相当レベル以上の日本語能力試験の結果の報告・公表【**施策番号58①**】
- ・大学等進学者(非正規生を除く)、就労を目的とする在留資格への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計が課程修了認定者の7割未満の場合、改善方を報告

### 【在籍管理】

- ・資格外活動許可を受けている生徒に対して勤務先の届出を求め、当該届出の内容を保存
- ・1か月の出席率が8割未満の生徒への改善指導、指導状況の記録及び記録の保存
- ・1か月の出席率が5割未満の生徒の身分事項及び資格外活動許可の勤務先の報告
- ・在留期間・資格外活動許可の把握、適切な指導及び助言

## Ⅱ 適正・非適正校の選定基準の見直し【**施策番号58②**】 令和元年8月1日改正

・教育機関の在籍管理の適正性について、遅達に基づき不法残留者割合等の基準により適正校・非適正校を選定。

→ 非適正校は、最長の在留期間が許可されないほか、申請時における提出資料の緩和措置等がない。

※ 不法残留者等(下記①～⑤)/前年1月末現在の在籍者 > 5%のときは非適正校

### 適正・非適正校の選定要素の追加

- ① 不法残留者
- ② 在留資格「留学」の在留期間更新許可申請が不許可(修学状況の不良等在留実績に関するものに限る。)となった者
- ③ 「留学」の在留資格を取り消された者
- ④ 資格外活動許可を取り消された者
- ⑤ 退去強制令書が発付された者

※ ICT化促進のため、ICTを導入した日本語教育機関に優遇措置を設けることも検討【**施策番号59**】

(注) 赤字が今回の改正で追加・見直したものの。

## (参考)外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

平成30年12月25日公表

### 【**施策番号56**】

留学生を受け入れることができる日本語教育機関を法務大臣が指定する告示である留学告示からの抹消の基準について、従前から告示基準に存在する抹消の基準である全生徒の出席率①、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化②するとともに、新たな抹消の基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準を導入③する。

### 【**施策番号57**】

現状では、日本語教育機関は、留学告示に定められた後は、地方入国管理局から求められた場合等に限って告示基準への適合性等について点検・報告することとされるにとどまっているところ、法務省は速やかに告示基準を改正し、告示された時点での日本語教育機関の計画を踏まえ、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方入国管理局に対する報告①を日本語教育機関に義務付ける。

法務省は、引き続き告示しておくことが適当でないと判断した場合は、必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等において、告示から抹消②することとする。法務省は、必要に応じ、文部科学省と協議した上で日本語教育機関に対する指導を行う。

### 【**施策番号58**】

教育の質の確保及び留学生の在籍管理の徹底のため、平成31年3月を目途に告示基準を改正し、日本語教育機関に対し、留学生の日本語能力に係る試験の結果等の地方入国管理局に対する報告及び公表①を義務付ける。あわせて、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料の見直しを図ることにより地方入国管理局における審査を厳格化するほか、地方入国管理局における日本語教育機関の適正性判断に係る選定基準を見直す②。

### 【**施策番号59**】

告示基準における日本語教育機関の抹消の基準等の適用に当たっては、出席率をICTによる記録に基づき審査するなどし、その適正性についての的確な判断を行う。

## 1 教育機関において引き続き教育を受ける場合

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動を行うことが可能。

⇒ 現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合やこれまで在籍していた教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新可能。

⇒ 専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。

(帰国可能になった場合であっても、令和3年1月期生までは、当初の課程終期から最長1年間に限り、現在在籍している教育機関において進学時期又は就職時期まで更新を認める。)

⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

## 2 教育を受ける活動を行わない場合

(1) 「留学」の在留資格を有していた方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、在留資格「特定活動(6か月)」への在留資格変更許可が可能。

⇒ 就労を希望する場合は、資格外活動許可を受けなくとも、1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

※10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

(2) 2020年に教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合

⇒ 卒業後であっても1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

## 1 在留資格認定証明書が交付された方又は在留資格認定証明書交付申請中の方

### ① 在留資格認定証明書が交付された方

通常3か月間有効ですが、特例として、次のとおり取り扱います。

- 2019年10月1日から同年12月31日までに作成された在留資格認定証明書は、2021年4月30日まで有効なものとして取り扱います。
- 2020年1月1日から2021年1月30日までに作成された在留資格認定証明書は、2021年7月31日まで有効なものとして取り扱います。
- 2021年1月31日以降に作成された在留資格認定証明書は、作成日から6か月間有効なものとして取り扱います。

### ② 在留資格認定証明書交付申請中の方について

現在申請中の案件について、活動開始時期を変更することとなった場合、原則として受入機関作成の理由書のみをもって審査しま

## 2 在留諸申請中に再入国許可により出国した方

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認めることとし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とします。

## 3 再入国許可による出国中に再入国許可期限が経過した方等

### ① 在留資格認定証明書の交付対象とならない方（「永住者」等）

滞在中の在外公館で査証申請を行ってください。

※「永住者」の方についての詳細は[こちら](#)を御覧下さい。

※「定住者（告示外）」及び「特定活動（告示外）」の方についての詳細は[こちら](#)を御覧下さい。

### ② 在留資格認定証明書の交付対象となる方（留学生、技能実習生、技術・人文知識・国際業務等）

本邦に中長期在留者（留学生や技能実習生等）として在留していた方が、再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できず、在留期限を経過した場合などで、改めて在留資格認定証明書交付申請を行う方については、原則として申請書および受入機関作成の理由書のみをもって審査します。※詳細は[こちら](#)を御覧下さい。

### ③ 「高度専門職2号」で在留していた方

②により「高度専門職1号」として従前の活動に応じた在留資格認定証明書交付申請を行ってください。（「高度専門職1号」の査証発給を受けますが、入国時に日本の空港で「高度専門職2号」として新たに入国するための手続をとることができます。）

## 1 「短期滞在」で在留中の方

⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可します。

※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。

## 2 「技能実習」, 「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 従前と同一の業務（※）に従事する対象となります。

※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。））」で就労することも可能です。

(注2) 「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合は在留資格変更を許可します。

(注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

(注4) 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

## 3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可します。

※ 10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

(注) 「短期滞在」や「特定活動（帰国困難・就労不可, 出国準備）」の在留資格で在留している元留学生の方も対象になります。

## 4 その他の在留資格で在留中の方（上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む）

⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可します。

※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。

(注) 上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。